（別紙）持ち物及び注意事項について（必ず御確認下さい。）

１　持ち物

　①**出席票**

　市ホームページから印刷し、必要事項を記入の上、当日必ず会場へ持参して下さい。

　また、出席票は各サービスにつき１枚が必要です。例として「同一建物内に小規模多機能型居宅介護事業所と認知症対応型共同生活介護事業所が併設されている」場合には、各事業所の管理者がそれぞれに出席票を作成し、持参して下さい。

　なお、事前申込み、出席票のＦＡＸ送信等は不要です。

②**資料**

　以下に掲げる市ホームページから印刷し、当日必ず会場へ持参して下さい。なお、会場での資料配布はありませんので御注意下さい。

　③筆記用具

|  |
| --- |
| 【市ホームページ】トップページ＞くらしの情報＞介護保険＞介護保険サービス事業者に関する情報（申請・届出・指導・監督）＞**03 流山市指定介護保険サービス事業者等集団指導の実施について** |

２　注意事項

　①出席可能人数

　１サービスにつき１名まで出席可能です。なお、１つの事業所内で介護予防サービス又は第一号事業を一体的に行っている場合は、両サービスを合わせて１サービスとみなし１名までの出席とします。

②参加の要件

　・原則、各事業所の管理者が出席して下さい。

　・管理者が出席できない場合は、管理者が指名する代理の職員の出席を認めます。この場合は、出席票に出席者の氏名・役職、更に代理出席である旨を明記して当日出席して下さい。

　・本集団指導は、流山市内に所在し、かつ、本市が指定を行った指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び指定第一号事業者並びに千葉県知事が指定を行った指定居宅介護支援事業者を対象とします。